

福岡県公報

平成二十三年二月二十五日
第三千二百二十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 遠賀郡の項中

遠賀いそべ病院	三	遠賀町大字浅木字藤ヶ本二二一の一
浅木病院	〃	浅木二一三 一
浅木病院	〃	遠賀町浅木二一三 一

改める。